

令和6年12月23日招集

令和6年

第7回若桜町議会臨時会会議録

(令和6年12月23日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	上川 恭子		
書記	秋田 恵理香		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第91号	令和6年度若桜町一般会計補正予算(第6号)	原案可決
2	議案第92号	令和6年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
3	議案第93号	令和6年度若桜町簡易水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決
4	議案第94号	若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
5	議案第95号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決

令和6年第7回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和6年12月23日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後1時45分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
不応招議員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詢
	総 務 課 長	山口由企夫	福 祉 保 健 課 長	藤原 祐二

令和6年12月議会臨時会
会議の顛末
(本会議 12月23日)

議長（山根政彦）

皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、令和6年第7回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、森田二郎議員、谷口貴議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3

議案第91号 令和6年度若桜町一般会計補正予算（第6号）、議案第92号 令和6年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第93号 令和6年度若桜町簡易水道事業会計補正予算（第4号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第91号 令和6年度若桜町一般会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,378万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億8,307万6千円とするものでございます。

歳入の概要についてご説明いたします。

国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,674万円を、県支出金では、鳥取県物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金7万7千円を、繰入金では、財政調整基金繰入金3,696万8千円をそれぞれ追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

民生費では、低所得世帯への生活支援を行う住民税非課税世帯給付金事業に1,666万円を、生活困窮世帯に対し生活支援を行う物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業に15万9千円を、衛生費では、簡易水道会計繰入金88万7千円をそれぞれ追加しております。

また、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費等を各科目において合計3,597万4千円を追加しております。

続きまして、議案第92号 令和6年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算について、でございますが、歳入歳出予算の総額につきましては変更ございません。

歳出予算では、一般会計と同様に人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費を各科目において合計16万7千円を追加しており、予備費において歳入歳出総額の調整を行うため、16万7千円を減額しております。

続きまして、議案第93号 令和6年度若桜町簡易水道事業会計補正予算について、でございますが、収益的収入では、営業外収益として一般会計から繰入金を、収益的支出では、営業費用として人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費をそれぞれ88万7千円増額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。
質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。
（質疑なし）
質疑なしと認めます。

日程第4

議案第94号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第95号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。はじめに、議案第94号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、本年8月8日の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて、期末手当の支給月数を0.05月引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第95号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、議案第94号と同様に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、給料表及び期末・勤勉手当支給月数を改定することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。
質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。

4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

議案第94号でございますが、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、人事院勧告に基づいてという説明でありました。

私の認識では、人事院勧告は、一般職を対象としたものと認識しておりますが、このたび特別職ということでもありますので、その辺は町長の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

人事院勧告は国家公務員の一般職を対象にしたものということでございますけれども、これまでの慣例もございまして、それに準じて特別職についても、同様に対応しておることがございますので、このたびご提案を差し上げたということでございます。

詳細につきましては、総務課長の方からお答えさせていただきます。

議長（山根政彦）

総務課長。

総務課長（山口由企夫）

はい。総務課山口でございます。

特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、ということでございますけれども、特別職におかれましても国家公務員の給与勧告の対象というふうに認識をしておりますので、本町の特別職においても、適応ということで考えておるところでございます。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに質疑はありませんか。
4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

私の認識不足かもしれませんが、この対象となっているというものは何を見れば確認できでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

担当の総務課長の方からお答え申し上げます。

議長（山根政彦）

総務課長。

総務課長（山口由企夫）

はい、総務課山口でございます。

先ほどの山本議員のご質問でございますけれども、今私の手元にこういった資料がございます。

この内訳といたしまして、これにございませとおり国家公務員の中には一般職、または特別職、というような方が含まれるということでございますので、それに基づいて、特別職も給与勧告の対象だというふうに思っております。

議長（山根政彦）

ほかに質疑はありませんか。
暫時休憩します。

午後 1時55分 休憩
(全員協議室において詳細説明)
午後 2時40分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第91号 令和6年度若桜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

賛成討論ですか、反対討論ですか。

原案に反対の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は議案第91号に反対です。その箇所は、款1議会費、項1議会費中、議員期末手当25万4千円です。

12月22日、日本海新聞社説は、介護業界の2025年問題における介護人材の不足について論及しています。

介護の必要な人に対して、公平公正に社会全体で支えようとする目的で、2000年から始まった介護保険制度ですが、保険あって介護なしと言われ続けています。

この仕組みに責任を持つべき国の国庫負担割合が変わらず、その一方で、要介護事業の増大に対応できず、保険料の引上げが余儀なくされ、それを繰り返しています。

また、このたびの訪問介護報酬の引下げにより、介護事業所の倒産が相次いでいますが、長時間労働、低賃金で働く介護従事者の労働条件の改善も低位のままです。

このような中、国の補正予算は、防衛費8268億円を計上し、5年間で43兆円の大軍拡を推進しています。

一方で、介護保険料の1割から、2割負担の検討、今後、後期高齢者の医療費完全2割負担も俎上にのせられる可能性を否定できません。

このように、国の福祉政策改善が図られな

い中で、止まらない物価高騰も加わり、国民生活は苦しさが増しています。町民も同様であると考えます。

このたびの期末手当引上げは、国の人勧に沿ったものとの説明ですが、昨年は0.1か月を引上げ、今回、0.05か月を引上げすれば、2年連続の引上げとなります。

私は、議員報酬、期末手当は労働の対価ではないと考えています。加えて、町民の暮らしが大変な中で、町民の感情にも思いをいたし、今回の引上げには反対であり、本補正予算に反対いたします。

議長（山根政彦）

暫時休憩いたします。

午後 2時49分 休憩

午後 2時51分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、中尾議員の方より反対討論がありました。修正か所があるということで私の方で認めましたので、再度中尾議員の反対討論を行います。

議員（中尾理明）

先ほどですね、今回0.05か月引上げすればということで、ちょっと表現がこういうふうにしたのにはご理解ください。

しかしながら、これに先立つ全員協議会での話などもありまして、次のように修正させてもらいます。

今回の補正予算については、25万4千円が編成されておりまして、これについては、議員報酬の0.05月相当のものが想定された予算であるということで、それについては私は認められないという、そういう討論を討論として修正させてもらいます。

議長（山根政彦）

暫時休憩いたします。

午後 2時53分 休憩

午後 2時54分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに討論はありませんか。

賛成討論ですか、反対討論ですか。

原案に反対の方の発言を許します。4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

予算の総務費、一般管理費の特別職期末手当の17万2千円ありますが、説明におきましては、人事院勧告によりということでした。

片やこれは、条例、補正予算の説明ではありますが、住民税非課税世帯の給付金事業、並びに物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業として、物価高騰により生活が困窮になっている。実質賃金は、マイナス2.5%という報道をもされておる状況であります。

先ほどの給付金でございますが、これは全世帯ではなく条件付、特定の方であります。そういう状況の中にあつて、今この時期の期末手当については、すこし町民理解を得られるのが難しいのではないかと。そう判断するところであります。

よって反対をいたします。以上です。

議長（山根政彦）

暫時休憩いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 2時56分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに討論はありませんか。

賛成討論ですか、反対討論ですか。

原案に賛成の方の発言を許します。9番、
小林誠議員。

議員（小林誠）

あくまでもこれは詳細説明の中でもありま
したけれども、国の公務員についての一つの
決まりでしておるものであって、これまでか
らずっとそれを繰り返して、やってきており
ます。

上げるときもあるし下がるときもある。た
だ人事院勧告というものはそれぞれみんなが
尊重してきて、我々もそれについての反対な
り賛成はしてきたつもりでございます。

ここになって、あえてその反対をされる理
由が、もっとちゃんとした理由を言ってい
ただきたい。

ただ、抽象的な考え方で、反対すればいい
やという程度の反対なら、いかなものかな
と私は感じます。その辺を、私としては意見
を言わせてもらって、この予算について賛成
をしたいというふうに思っております。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって、討論を終結します。

議案第91号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の
方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり
可決されました。

議案第92号 令和6年度若桜町介護保険事
業特別会計補正予算（第4号）を議題としま
す。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり
可決されました。

議案第93号 令和6年度若桜町簡易水道事
業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第93号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり

可決されました。

議案第94号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

賛成討論ですか、反対討論ですか。

原案に反対の方の発言を許します。4番、山本安雄議員。

議員 (山本安雄)

先ほども一般会計のところで討論させていただいたところであります。

人事院勧告も、非常に重たいものだということも私も認識しております。ただ、50人以上の従業員で、全国約5万事業所のうちの1万事業所、その中の調査ということでもあります。

これが果たして我が町にどう当てはまるのかなということも一つありますし、先ほどの福祉保健課の補正予算に対する説明でもありましたとおり、住民税非課税世帯給付金事業、これによっては、約500世帯、約3分の1ですよね。そういう状況の中です。この条例については反対をいたします。

議長 (山根政彦)

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって、討論を終結します。

議案第94号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第7回若桜町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時3分 閉会